

事業者の公害防止に関する環境管理ガイドライン

1. 「全社的環境コンプライアンス」の実践

事業者が環境管理に関する社会からの要請に応えるためには、経営者から従業員に至るまで、公害防止に関する環境管理の重要性を再確認した上で、実効性のある体制を整備し、取り組むことにより、問題を未然に防止し、あるいは早期に発見し是正していく活動(=「全社的環境コンプライアンス」)を実践していくことが必要である。

【全社的環境コンプライアンス】の要件

方針の明確化

経営者自らが環境管理における社会的な要請とその重要性を理解し、全社的な方針を定める。

組織の構築

全社的な方針を実現し、適切な環境管理を実行するために最も合理的な本社・工場での組織を構築する。特に、公害防止統括者である工場長等の責務を確認した上で、責任と役割を明確化する。

予防的取組

具体的な取組方針を明確化し、組織の構成員に周知する。また、現場での「公害発生リスク・シグナル」や「取組方針に対する問題点」を自発的に発見し、組織的に吸い上げることにより未然防止を図る。

事後的取組

環境管理上の不適正事案の発掘と点検を実施し、発生の疑いがあれば、事実関係の把握と原因の究明により、適切な是正措置を早急に講じる。

関係者との連携

地方自治体や地域住民等の利害関係者と日頃から情報・意見交換を行うとともに、公害防止活動の実態や課題等について認識の共有化を図ることにより、関係者間の信頼関係を構築する。

2. 公害防止に関する環境管理における各主体の役割分担

事業者が実効的な環境管理体制を構築し、公害防止活動を着実かつ円滑に実施するためには、経営者が環境管理の全体方針を示すとともに、工場・本社がそれぞれの役割に応じた活動を行い、地方自治体や地域住民等とのコミュニケーションにより信頼関係を醸成することが必要である。

